

令和8年10月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび、当金庫は11月末日をもって、手形小切手の振出しを終了とさせていただきますに伴い、以下のとおり当座勘定規定を改定します。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

また、ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定日

令和8年12月1日（火）

2. 対象となる規定等

- （1）一般当座勘定規定
- （2）当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 主な改定内容

- （1）手形・小切手用紙の請求に関する事項を削除します。
- （2）令和8年11月末日を振出しの期限とする旨の事項を追加します。

4. 当座勘定規定＜新旧対照表＞

(下線部分が変更箇所)

現 行	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ＜略＞ 第7条（手形、小切手等の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ＜略＞ 第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ＜略＞ （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。 ＜略＞	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年12月1日以降に振出された他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> ＜略＞ 第7条（手形、小切手等の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年12月1日以降に振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> ＜略＞ 第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年11月30日までに振出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年11月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u> ＜略＞ （5）削除 ＜略＞

第12条（手数料等の引落し） （１）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第14条～第15条 <略> 第16条（届出事項の変更） （１）手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 第17条～第18条 <略> 第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （２）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <略>	第12条（手数料等の引落し） （１）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 第14条～第15条 <略> 第16条（届出事項の変更） （１）手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。 第17条～第18条 <略> 第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、<u>2026年11月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （２）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <略>
--	---

第 20 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 第 21 条～第 32 条 <略>	第 20 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年11月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> 第 21 条～第 32 条 <略>
--	---

5. 当座勘定規定（専用約束手形口用）＜新旧対照表＞（下線部分が変更箇所）

現 行	改定後
第 1 条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <略> 第 7 条（手形の支払） （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <略> 第 8 条（手形用紙） （１）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>（２）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u>	第 1 条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年12月1日以降に振出された他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> <略> 第 7 条（手形の支払） （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、2026年12月1日以降に振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> <略> 第 8 条（手形用紙） （１）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年11月30日までに振出してください。</u> （２）～（３） <削除>

<u>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>第9条（手数料）</u> この当座勘定の開設および前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。 第10条～第13条 ＜略＞ 第14条（届出事項の変更） （1）手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 ＜略＞ 第15条～第16条 ＜略＞ 第17条（届出事項の変更） （1）手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第18条～第21条 ＜略＞ 第22条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第23条第4項1号、2号アからオおよび3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第23条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	＜削除＞ 第9条～第12条 ＜略＞ 第13条（届出事項の変更） （1）手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。 ＜略＞ 第14条～第15条 ＜略＞ 第16条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、<u>2026年11月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第17条～第20条 ＜略＞ 第21条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第22条第4項1号、2号アからオおよび3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
--	---

第 23 条（取引の制限、解約等） <略> （3）次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの当座勘定取引の一部を制限し、もしくは全ての当座勘定取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの当座勘定取引口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この当座勘定取引口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または当座勘定取引口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この当座勘定取引の預金者が第 2 1 条に違反した場合 ③この当座勘定取引が法令や公序良俗に反する行為に 利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④当金庫が第 1 3 条による取引時確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または預金者の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合 ⑤第 1 3 条第 2 項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合 ⑥第 1 3 条による取引確認時の預金者の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合 <略> 第 24 条～第 30 条	第 22 条（取引の制限、解約等） <略> （3）次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの当座勘定取引の一部を制限し、もしくは全ての当座勘定取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの当座勘定取引口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この当座勘定取引口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または当座勘定取引口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この当座勘定取引の預金者が第 2 0 条に違反した場合 ③この当座勘定取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④当金庫が第 1 2 条による取引時確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または預金者の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合 ⑤第 1 2 条第 2 項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合 ⑥第 1 2 条による取引確認時の預金者の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合 <略> 第 23 条～第 29 条
---	--

6. 「小切手用法」新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

現 行	改定後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年11月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

7.「約束手形用法」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

現 行	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

8.「為替手形用法」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

現 行	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

以 上